

# 逗子市火災予防条例の一部改正（案）の概要について

## 1 改正に至る背景と目的

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎県長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、近年発生した火災を受けた緊急調査結果及びフォローアップ調査結果等においては、重大な違反のある防火対象物がなおも数多く存在しているところです。

現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合に、違反對象物への命令内容の公示が義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

このことから、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるようにすることが必要となります。

そこで、本市では、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することによって、利用者等の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者に適切な防火管理業務の実施と法令に定められた消防用設備等の設置を促進させることを目的とし、火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

また、関係する火災予防条例施行規則の一部についても改正しようとするものです。

### ◎ 広島県福山市ホテル火災の概要

平成24年5月13日（日）広島県福山市において、死者7名（男性3名、女性4名）、負傷者3名（女性3名）の被害を伴う火災が発生した。

#### ・ 発生日時

出火日 平成24年5月13日（木）

覚知時間 平成24年5月13日（木） 6時58分

鎮火時間 平成24年5月13日（木） 10時10分

#### ・ 発生場所

広島県福山市西桜町1-12-24 ホテルプリンス

### ◎ 長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

平成25年2月8日（金）長崎県長崎市において、死者5名（女性5名）、負傷者7名（男性2名、女性5名）の被害を伴う火災が発生した。

- ・ 発生日時  
出火日 平成25年2月8日（金）  
覚知時間 平成25年2月8日（金） 21時43分  
鎮火時間 平成25年2月8日（金） 21時49分
- ・ 発生場所  
長崎県長崎市東山手町6-16 グループホームベルハウス東山手

## 2 改正概要

### (1) 公表の対象となる防火対象物

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、立入検査において消防用設備等に係る違反が認められ、その結果を通知した日から一定期間を経過した日においても、なお当該検査結果と同一の違反が認められるものとしします。

例： 集会場、飲食店、物品販売店、ホテル、旅館、グループホーム、カラオケボックス等の不特定多数の人が出入りする施設を想定しています。

### (2) 公表の対象となる法令違反の内容

消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、当該設備を構成する機器等が設置されていないものとしします。

### (3) 公表する事項

- ア 法令違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- イ 法令違反の内容（当該法令違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- ウ その他消防長が必要と認める事項

### (4) 公表する方法

違反対象物の公表は、市のホームページに掲載することで行います。  
公表をしようとするときは、当該違反対象物の関係者にその旨を通知します。

### (5) 違反状態を是正した場合の措置

立入検査において、消防用設備等に係る違反が是正されていることを確認した後、速やかに公表事項を削除します。